

## 社会福祉法人宮島福祉会 評議員・役員の報酬及び旅費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人宮島福祉会（以下「法人」という。）の評議員・役員の報酬及び旅費に関する事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは法人の理事、監事をいう。

### (評議員報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席した時は、**出席の都度5000円**を報酬として**現金**支給する。

### (役員報酬)

第4条 役員が理事長の招集に応じ理事会に出席した時は、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、**出席の都度5000円**を報酬として**現金**支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

- 2 監事が監査のため出席した時は、**出席の都度5000円**を報酬として**現金**支給する。
- 3 役員が評議員会に出席した時は、**出席の都度5000円**を報酬として**現金**支給する。ただし、役員が職員である場合はこれを支給しない。

### (旅費)

第5条 役員、評議員が第3、4条に定める職務以外のため出張するときは、旅費を支給する。

- 2 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和元年6月13日一部改定

**令和3年6月15日より一部改定施行する。**